茨城県非常事態宣言等影響緩和



茨城県事業者支援一時金

(中小企業・個人事業者等対象)

主な事業(売上の50%以上を占める事業)が、<u>県の非常事態宣言等</u> <u>に伴う、営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請の影響を受け</u> 2021年8月又は9月の売上が2020年(又は2019年)の同月比で 30%以上減少した県内事業者に対し、一時金を支給します。

※ 対象となる事業者の具体例については裏面をご確認ください。

支給額(1事業者あたり)

【一般枠】20万円 ~ 500万円 (1回限り)

※ 事業規模(年間売上高(税抜))により、支給額が異なります。

【酒類枠】法人:20~60万円/月 個人:10~30万円/月(最大2ヶ月分)

- ※ 月間売上の減少割合等により支給額が異なります。
- ※ 売上状況を審査した結果、上記金額に満たない場合があります。
- ※ 酒類製造免許又は酒類販売業免許を所有する事業者は、一般枠又は酒類枠(地方創生臨時交付 金協力要請推進枠活用)のいずれかを選択して申請できます。

本一時金は、事業所得に区分されることから課税対象となります。

受付期間(延長)

※当日消印有効

令和3年10月29日 (金) から 令和4年1月31日(月)

申請方法

申請要領などを必ず県HPで確認の上、申請ください。

電子申請(県のホームページからアクセス: URL裏面)

※添付書類の合計が20MBを超えると申請できません。20MBを越える場合は、 原則書面申請としてください。

500KBの写真40枚程度までは添付可能ですので目安としてください。

書面申請(簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、以下へ送付)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛

お問い合わせ先

茨城県事業者支援一時金 相談窓口

電話:029-301-5558 (平日9時から17時)

※相談内容が複雑な場合には、対面やWEBでの相談対応もできますのでお問合せください。